

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	身体障害者手帳に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、身体障害者手帳業務に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府知事

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務
②事務の概要	【概要】 身体障害者福祉法に基づき、身体上の障害があるものからの身体障害者手帳の交付申請を審査し、身体障害者手帳の交付を行うとともに、身体障害者手帳交付台帳を備え、交付に関する事項等を記載するなどの業務を行う。 【具体的事務】 ・身体障害者手帳の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は申請に対する応答に関する事務 ・身体障害者手帳の返還に関する事務 ・身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ・氏名の変更、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又は届出に対する応答に関する事務 ・身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	障害者手帳発行等電算システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 20項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14項、18項、20項、25項、37項、42項、48項、49項、53項、75項から77項、80項、81項、91項、92項、108項、113項、124項、125項、141項、144項、155項、161項、163項 【情報照会の根拠】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	京都府健康福祉部障害者支援課
②所属長の役職名	京都府健康福祉部障害者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号602－8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部障害者支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部障害者支援課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録や副本登録は障害者手帳発行等電算システム以外で実施できないようにし、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行うことを徹底している。 また、身体障害者手帳に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された書類の郵送	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、あらかじめ定められた様式には手続に必要な情報のみを記入項目として設定している。また、障害者手帳発行等電算システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 5②	障害者支援課長	京都府健康福祉部障害者支援課長		
令和3年11月1日	I 1③	障害者手帳発行電算システム	障害者手帳発行電算システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	評価見直しに係る修正
令和3年11月1日	I 4②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和3年11月1日	I 8	郵便番号602－8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総務部総務調整課	郵便番号602－8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部障害者支援課	事後	後 評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 3	・番号法第9条第1項別表第一 11の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	・番号法第9条第1項 別表 20項	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和7年3月28日	I 4②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二 16項、27項、28項、31項、54項、55項、56の2項、57項、79項、106項、116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条 【情報照会の根拠】 なし	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14項、18項、20項、25項、37項、42項、48項、49項、53項、75項から77項、80項、81項、91項、92項、108項、113項、124項、125項、141項、144項、155項、161項、163項 【情報照会の根拠】 なし	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和7年3月28日	II 1	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	II 2	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	IV 8	(新規追加)	IV 8.人手を介在させる作業	事後	評価項目の追加
令和7年3月28日	IV 11	(新規追加)	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	評価項目の追加